(二) 五年以上十年以下十二日分

(ホ) 十年以上二十年ニ達スル毎ニ十三日分

六、遺族ノ者ニ対スル年金

(イ) 解雇ノ者ノ二分ノ一

(ロ) 傷病ノ為メ業務ニ堪ヘサルモノハ全額

(ハ) 右ノ為メ死亡セシ者ニ全額

七、傷病ノ部位ニ依リテ廃疾ノ程度ニ応シ左ノ分

文部ノ分